

石油製品売買契約書(案)

1. 契約物件 石油製品（レギュラーガソリン）

2. 契約単価 但し、ℓ当たり単価とする。（契約単価には消費税を含む。）

なお、毎月変動する各月の単価は、別紙2「仕様書」のとおりとする。

品目	品質・規格	予定数量	契約単価	予定金額	備考
レギュラーガソリン	J I S 2号	18,000	円	円	
計					

3. 物件売買期間 令和7年4月1日から令和8年3月31日

4. 物件引渡場所 直営給油所及び代行給油所渡し

5. 契約保証金 免除する。

6. 仕様書等 別紙2「仕様書」のとおり

7. 特約条項 別紙1「暴力団排除に関する特約条項」のとおり

上記契約について、買受人 支出負担行為担当官 四国森林管理局長 竹内 純一（以下「甲」という。）と、売渡人 ○○○○○○ ○○○○○○ ○○○○○○（以下「乙」という。）は、次の条項により売買契約を締結し、その契約の成立を証するため本書2通を作成し、双方記名押印のうえ各自1通を保有する。

令和 年 月 日

(買受人)甲 高知県高知市丸ノ内1丁目3番30号
支出負担行為担当官
四国森林管理局長 竹内 純一

(売渡人)乙 ○○○○○○○○
○○○○○
○○○○○ ○○○○○○

契 約 条 項

(総 則)

第1条 この契約は単価契約であり、数量の多寡により購入予定金額に異動を生じても、乙は異議の申立を行わないものとする。

- 2 甲及び乙は、契約期間中に経済情勢の変動、天災地変、法令の制定又は改廃、その他著しい事情の変更により、本契約に定める条件が不相当となったと認められる場合には、協議して本契約の全部又は一部を変更することができるものとする。

(検 査)

第2条 乙は売買期間中物件の引渡場所において、甲から給油カードの交付を受けたときは、その指示にしたがい、速やかに給油するものとする。

- 2 乙は、給油量の記載された受領書等を給油の都度発行するものとする。
- 3 乙は、給油量の記載された受領書等により甲の検査を受けるものとする。

(引 渡)

第3条 契約物件の所有権は、前条により契約物件の引渡完了したとき甲に移転するものとする。

(損害賠償責任)

第4条 乙の責に帰すべき理由により、この契約履行期間中契約物件に生じた損害及び甲の所有物に与えた損害は乙の負担とする。

(請負代金の算定)

第5条 この契約による確定金額は、売買期間中第3条による所有権が甲に移転した契約物件の品目、規格ごとの数量に別紙2「仕様書」の7により算出した各月の採用単価を乗じて確定するものとする。

(請負代金の支払)

第6条 甲は乙の申出により毎1ヶ月分について前条により確定した金額（以下「代金」という。）について支払をすることができる。

- 2 乙は支払を受けようとするときは、月末の確定額による正当な支払請求書へ仕様書に定めるところにより作成した内訳一覧表等を添え翌月速やかに甲に提出するものとする。
- 3 甲は前項の支払請求書を受理した日から起算して30日以内に代金を支払うものとする。
- 4 甲が前項に規定する期間内に代金を支払わない場合（天災その他不可抗力による場合を除く。）乙は、期限の翌日から支払い当日までの日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号。以下「支払遅延防止法」という。）第8条第1項の規定により決定された率を乗じて計算した額の遅延利息の支払いを請求することができる。

ただし、遅延利息の額が100円未満のとき又は100円未満の端数についてはこの限りでない。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第7条 乙はこの契約に属する権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承せしむることはできないものとする。

(契約の解除)

第8条 次の各号の一に該当するときは、甲はこの契約の全部又は一部を解除することができる。

この場合は乙は違約金として契約書に記載された予定金額の100分の10に相当する金額を甲に支払うものとする。

- (1) 乙において、契約上の義務を履行せず、又は履行する見込みがないと甲が認めたとき。
- (2) 乙の責に帰する理由によりこの契約の解除を申し出たとき。
- 2 この契約による契約解除の効果は、解除の際すでに第3条により甲に所有権が移転した契約物件に対しては及ばないものとする。

(債権債務の相殺)

第9条 この契約により乙から甲に支払うべき債務があるときは、代金と相殺することができる。

- 2 前項の場合において甲の収納すべき金額が相殺額を超過するときは、乙はその超過する金額を甲の発する納入告知書により指定期限までに納入するものとする。
- 3 乙が、この契約に基づく延滞金、違約金又は賠償金を甲の指定する期限までに納付しないときは、甲は、乙から遅滞日数1日につき国の債権の管理等に関する法律施行令第29条第1項本文及び第37条第1項の規定に基づき、財務大臣が決定する率の割合で計算した遅滞金を徴収する。

(談合等の不正行為に係る解除)

第10条 甲は、この契約に関し、乙が次の各号の一に該当するときは、契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条又は第8条の2（同法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金納付命令を行ったとき又は同法第7条の4第7項若しくは第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
 - (2) 乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき。
- 2 乙は、この契約に関して、乙又は乙の代理人が前項各号に該当した場合には、速やかに、当該処分等に係る関係書類を甲に提出しなければならない。

(談合等の不正行為に係る違約金)

第11条 乙は、この契約に関し、次の各号の一に該当するときは、甲が前条により契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、契約金額の100分の10に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条又は第8条の2（同法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
 - (2) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
 - (3) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条の4第7項又は第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
 - (4) 乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）に係る刑法第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。
- 2 乙は、前項第4号に規定する場合に該当し、かつ次の各号の一に該当するときは、前項の契約金額の100分の10に相当する額のほか、契約金額の100分の5に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。
- (1) 前項第2号に規定する確定した納付命令について、独占禁止法第7条の3第1項の規定の適用があるとき。
 - (2) 前項第4号に規定する刑に係る確定判決において、乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。
 - (3) 乙が甲に対し、独占禁止法等に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。
- 3 乙は、契約の履行を理由として、前2項の違約金を免れることができない。

- 4 第1項及び第2項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

(契約外の事項)

第12条 この契約書に定めのない事項については、必要に応じて甲乙協議して定めるものとする。

(紛争の解決)

第13条 この契約について、甲乙両者間に紛争を生じた場合は、その都度協議して円満に解決するものとする。

(裁判所管轄)

第14条 この契約に関する訴えは、高知地方裁判所の専属管轄に属するものとする。